休学・退学・除籍・停学・復学

1. 休学

- ① 病気その他の事由により、30日以上学校に登校することができない者は、「休学願」(病気の場合は診断 書添付)を提出し許可を受けて休学することができる。
- ② 休学は、休学期間を含めての在籍年数がその学科の所定年数の2倍以内の範囲で認められる。
- ③ 休学の事由が終わったとき、「復学願」を提出し許可を受けて復学することができる。

2. 退学

- ① やむを得ない事由により就学することができない者は、その事由を記入した「退学願」を提出し許可を受けなければならない。
- ② 下記の事項に該当する者には学校長が退学を命ずることがある。
 - ・学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ・定期券、学生証等の不正使用を行い本校の信用を損ねた者
 - ・入学願書、履歴書等に虚偽の記載があった者
 - ・授業料等の納付の義務を怠り催促しても納付しない者
 - ・停学処分を受け、再び停学に値する行為を行った者
 - ・この他、度重なる教師の指導に従わない者

3. 除籍

学生で、下記の事項に該当する者は、学校長が除籍する。

- ・死亡の届出があった者
- ・行方不明の届出があった者
- ・退学を命じても従わない者

4. 停学

本校が定めている諸規定(校則・寮則)に反した場合、及び度重なる教師の指導に従わない者には、学校長が 停学を言い渡す場合がある。

5. 復学

退学、休学した者が、復学を願い出た時は、校長がこれを許可することができる。なお、復学の時期は学年の 始め又は後期の始めとする。